

原発メーカー訴訟原告団規約

第1条（名称）

本会は、原発メーカー訴訟原告団と称する。

第2条（事務所）

本会は、事務所を〒104-0045東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階 アーライツ法律事務所内に置く。

第3条（目的）

本会は、原子力発電所製造メーカーに対する損害賠償請求訴訟（東京地裁平成26(ワ)2146号及び平成26(ワ)5824号訴訟及びその上級審。以下、「原発メーカー訴訟」という）に勝訴する事を目的とし、その目的達成に向け各種の活動を行うこととする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 原発メーカー訴訟の支援業務
- ② 各原告への原発メーカー訴訟に関する広報業務
- ③ 一般市民に対する原発メーカー訴訟の普及啓発に関する業務
- ④ 前項の目的達成に必要なその他の業務

第5条（会員）

本会の会員は、原発メーカー訴訟において島昭宏弁護士および河合弘之弁護士を共同代表とする弁護団を代理人とする控訴委任状を提出した原告とする。

第6条（会の組織・運営）

この会の円滑な運営を行うために以下の役員、世話人、世話人会を置く

1. 役員

本会は、役員として3名以下の世話人共同代表および1名の会計世話人を置く。

2. 世話人

世話人は会員の中からこの会の企画、運営、具体的業務について自主的に関わって活動する者とし、弁護団を支えてこの裁判を闘っていかうとする意思を持った会員であれば世話人になる事ができる。また、行う業務が多岐に渡るため、業務と世話人を固定的には結びつけない。

3. 世話人会

世話人会は世話人共同代表、会計世話人と世話人からなる会議体で、協力して第4条に定められた事業について、その企画、運営、具体的業務の執行を行う。

また、総会への提案内容について審議決定し総会に提案する

第7条（役員を選任）

本会の役員は、会員の中から総会において選挙により選任する。選挙手続きは別途定める。

- 2 役員の一部補充については、世話人会で選任し、総会において事後承認を得るものとする。

第8条（役員任期）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第9条（役員解任）

本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第10条（役員任務）

世話人共同代表は、定期的に世話人会を招集し、本規則に則って会の運営を世話人と共に行う。

また、会計世話人は会の会計、資産の管理を適正に行う。

第11条（総会および会期）

本会は、毎年1回、通常総会を開催する。

2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 世話人会が必要と認め、世話人共同代表全員が開催に合意した場合に開催する。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的、審議事項、議案書を記載した書面により招集の請求があった場合

3 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 事業方針(活動方針)及び予算について
- (5) その他運営に関する重要事項

4 会期は毎年11月1日より翌年の10月30日までとする。

第12条（総会の招集）

総会の招集は、世話人共同代表が行い、少なくともその開催の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項、議案書を会員に通知しなければならない。また、前条2項の(2)の場合、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第13条（総会の議決方法等）

総会は、会員総数の1/5の出席がなければ開くことができない。

2 総会に出席できない会員は審議事項それぞれについて意思を示した書面の提出、または総会の議決において被委任者を指定した委任状の提出（被委任者の指定がない場合は議長委任と見なす）をもって、総会出席とみなす。

3 総会の議長、および書記は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

5 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

第14条（会計および会計監査）

会の運営に必要な経費は会員および一般市民からのカンパ等による収入で賄う。

- 2 会計を担当する会計世話人1名は総会で選任され、財産の管理および会計業務を担当する。
- 3 会計世話人はその収支状況を定期的に世話人会に報告し、世話人会の承認を得なければならない。また、総会において年間の会計報告をしなければならない。
- 4 総会に提出する会計報告は事前に会計監査人による会計監査を受けなければならない。
- 5 会計監査人は総会において世話人会関係者以外の会員の中から選出する。

第15条（規約の変更、解散および合併）

規約の変更は総会に出席した会員の過半数の議決を経て変更ができる。

- 2 会の解散及び合併は世話人共同代表による提案で、総会の議決により執行できる。解散の場合、世話人共同代表は残余財産の処分方法についても併せて提案しなければならない。

第16条（雑則）

第6条において必要な細則は世話人会での承認を得て定め、執行する事ができる。

- 2 この規約に定められていない事態が発生した場合は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）に準じるものとする。
- 3 本規約は、2016年11月1日より施行する。

2016年11月1日 制定